

P L 法論点別裁判例 一覽

条文	項目	事件名	PL法関連訴訟一覽の番号	
第1項	製造物の要件	エスカレーターからの転落事件	337	
	製造又は加工	イシガキダイ料理食中毒事件	94	
第2条	当該製造物の特性（製造物の表示）	給食食器破片視力低下事件（2）	57	
		洗浄剤硫化水素中毒事件	207	
		こんにゃく入りゼリー1歳児死亡事件	256	
		肺がん治療薬死亡事件（東京） *最高裁	277	
	当該製造物の特性（製造物の効用・有用性）	肺がん治療薬死亡事件（東京） *東京高裁	264	
		こんにゃく入りゼリー1歳児死亡事件	256	
	当該製造物の特性（価格対効果）	トイレブース開き戸型ドア親指切断事件	214	
		丸のこ切断機指切断事件	399	
	当該製造物の特性（被害発生の蓋然性とその程度）	化粧品指示・警告上欠陥事件	36	
		こんにゃく入りゼリー1歳児死亡事件	256	
	当該製造物の特性（製造物の通常使用期間・耐用期間）	中古車出火焼損事件	58	
		折りたたみ足場台脚部座屈傷害事件	136	
	当該製造物の特性	長ネギO148食中毒事件	400	
	通常予見される使用形態（製造物の合理的に予期される使用）	資源ゴミ分別機械上腕部切断事件	82	
		ピアノ防虫防錆剤（ぼうせいざい）液状化事件	61	
	通常予見される使用形態（製造物の使用者による損害発生防止の可能性）	資源ゴミ分別機械上腕部切断事件	82	
介護ベッド胸腹部圧迫死亡事件		120		
当該製造物を引き渡した時期（技術的実現可能性）	食品容器裁断機リフト頭蓋（がい）底骨折死亡事件	56		
	国立大学法人研究棟ガラス落下事件	249		
第3項	業として製造・加工又は輸入した者	イシガキダイ料理食中毒事件	94	
	製造業者として表示をした者・製造業者と誤認させるような表示をした者	赤外線ドーム両下肢網状皮斑事件	190	
	実質的な製造業者と認めることができる表示をした者	健康食品呼吸器機能障害愛知事件	189	
第3条	製造物責任の要件	ヘリコプターエンジン出力停止墜落事件	284	
		無許可添加物混入健康食品慰謝料請求事件	134	
		エスカレーターからの転落事件	337	
	主張・立証	携帯電話低温やけど事件	179	
		ヘリコプターエンジン出力停止墜落事件	284	
		エアコン室外機発火事件（控訴審）	451	
懲罰的賠償	トレーラータイヤ直撃死亡事件	95		
	外国製高級車発火炎上事件	99		
第4条	開発危険の抗弁	イシガキダイ料理食中毒事件	94	
		小麦由来成分含有石鹼（せっけん）アレルギー事件（東京）	304	
	部品・原材料製造業者の抗弁	ヘリコプターエンジン出力停止墜落事件	284	
第5条	第1項	長期の期間制限	排ガス廃液処理装置沈降槽断裂事件	231
第6条	民法の適用（過失相殺）	食品容器裁断機リフト頭蓋（がい）底骨折死亡事件	56	
		カプセル玩具誤飲高度後遺障害事件	154	

PL法論点別裁判例

【第2条第1項】

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（PL法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
製造物の要件（不動産に付合した動産と「製造物」の関係について判断した裁判例）	東京高裁 平成26年1月29日
	エスカレーターからの転落事件（No. 337）
	<p>〔事案の概要〕 エスカレーターから転落して死亡した男性の両親が、本件エスカレーターの製造会社（Y）に対して製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 本件ビルに設置されているエスカレーターは、「製造物」と評価されるべきか。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 製造業者等が製造物を自らの意思で流通過程に置いたといえれば製造物責任法第3条にいう引渡しがあったといえる。製造業者等が製造物の引渡し後に当該製造物が不動産に付合して独立した動産でなくなったとしても、同製造物は製造物責任の対象となり得る。 本件では、エスカレーターを構成する部品であるベルト等がその製造工場から出荷された時点でそれ自体が独立して取引の対象となる動産であったことは明らかであり、当該部品を完成品としてのエスカレーターに組み込んでこれを他人所有の本件ビルに設置することにより、その時点まで動産であった上記部品をその意思に基づいて流通過程に置いたといえ、これにより、法第2条第1項にいう製造物である上記部品について法第3条の引渡しをしたと言える。 また、完成品としての本件エスカレーター自体についても、Yの製造工場で製造、加工されたフレームにチェーン等の駆動機構を設置する等により完成させることができるものであり、それ自体独立の動産として存在し得る機械設備であって、法第2条第1項の製造物に当たるが、本件エスカレーターを他人所有の本件ビルに設置することにより、その時点まで動産であった本件エスカレーターをその意思に基づいて流通過程に置いたものとして、法第3条の引渡しをしたと言える。 よって、Yは、本件エスカレーターの部品（移動手すりの金枠）の製造業者としても、完成品である本件エスカレーターの製造業者としても、法第2条第1項の「製造物」として法第3条の「引渡し」をしたものと認められる。</p>

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（PL法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
製造又は加工（食品の「加工」について判断した裁判例）	東京高裁 平成17年1月26日
	<p>イシガキダイ料理食中毒事件（No. 94）</p> <p>〔事案の概要〕 料亭で料理されたイシガキダイに含まれていたシガテラ毒素が原因で食中毒に罹患（りかん）し、下痢、嘔吐等の症状が生じた客らが、料亭経営者（Y）に対し、製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 本件イシガキダイは「製造物」に当たると評価されるような「加工」をされていたといえるか。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 「製造又は加工」された動産のみが製造物責任法の製造物として適用対象とされているのは、「製造又は加工」の過程を経た人為的産物について製造業者等に製造物責任を負わせることが危険責任、報償責任、信頼責任の各法理に照らして適切であり、他方、未加工農林水産物など自然の状態から収穫された一次産物を製造物の範疇から除外して、製造物責任の成立する範囲を画そうとした趣旨であると解され、よって「製造又は加工」とは、原材料に人の手を加えることによって新たな物品を作り（「製造」）、又はその本質は保持させつつ新しい属性ないし価値を付加する（「加工」）ことをいう。そして、食品の加工について、より具体的には、原材料に加熱、味付けなどを行ってこれに新しい属性ないし価値を付加したといえるほどに人の手が加えられていれば、「加工」に該当するというべきである。それまでになかった新たな危険が加わったことや、製造業者が製造物の危険を回避し、あるいは発見、除去することができる程度に関与したことなどの要件を付加することは相当ではない。</p> <p>Yは、本件イシガキダイを捌き内臓を除去して3枚におろして身、腹す、兜、中骨に分けて、身の部分を氷水で締めてアライにして客らに提供したほか、兜や中骨の部分を塩焼きにし、本件料理として提供したことが認められる。</p> <p>そうすると、Yは、本件イシガキダイという食材に手を加え、客に料理として提供できる程度にこれを調理したものといえるから、このようなYの調理行為は、原材料である本件イシガキダイに人の手を加えて新しい属性ないし価値を加えたものとして、法にいう「加工」に該当するものというべきである。</p>

【第2条第2項】

当該製造物の特性（製造物の表示）	奈良地裁 平成15年10月8日
	<p>給食食器破片視力低下事件（2）（No. 57）</p> <p>〔事案の概要〕 当時、国立小学校に在学していた3年生の女兒が、給食食器片付けの際、落とした強化耐熱ガラス製ボウルの破片を右眼に受けて角膜裂傷等を負ったため、同食器の製造会社等に対して製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 本件食器が破損した場合の態様等について十分に表示していなかった本件食器は、「通常有すべき安全性」を欠いていたものと評価されるべきか。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 本件食器が割れた場合の危険性を考慮すれば、本件食器が必ずしも通常の陶磁器等に比べて安全性が高いものとは言えず、消費者としては本件食器の購入等を検討するに当たり、その割れにくさと割れたときの危険性をいう、いわば表裏をなす性質の両面を十分認識して初めて、割れにくさを重視して購入等するか、あるいは割れた場合の危険性を重視して購入等しないという選択を的確になし得るといえるし、また、割れにくさを重視して購入等した消費者に対しても、一旦割れた場合の危険性について注意喚起し、その危険性を認識した上でその使用方法につき、十分な警告をする必要があるといえる。したがって、商品カタログや取扱説明書等において、本件食器が陶磁器等よりも「丈夫で割れにくい」といった点を特長として、強調して記載するのであれば、併せて、それと表裏一体をなす、割れた場合の具体的態様や危険性の大きさをも記載するなどして、消費者に対し、商品購入の是非についての的確な選択をなしたり、また、本件食器の破損による危険を防止するために必要な情報を積極的に提供すべきである。</p> <p>本件では、本件食器が破壊した場合の態様等について、取扱説明書等に十分な表示をしなかったことによりその表示において通常有すべき安全性を欠き、製造物責任法第3条にいう欠陥があるというべきである。</p>

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（P L法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
当該製造物の特性（製造物の表示）	<p>東京地裁 平成23年 1 月17日</p> <p>洗剤硫化水素中毒事件（No. 207）</p> <p>〔事案の概要〕 ビル排水槽の清掃のため洗剤を使用したビル清掃業者の代表取締役及び従業員（Xら）が、本件洗剤に含まれる塩化水素と排水槽内の硫化物との反応により硫化水素が発生し、硫化水素中毒になったと主張した上、本件洗剤には硫化水素発生の危険性及び対処法についての指示・警告がない表示上の欠陥があるとして、洗剤製造販売業者に対し、製造物責任に基づき損害賠償を求めた事案。</p> <p>〔争点〕 本件洗剤の通常の利用者にとって明白な危険との関係で、本件洗剤は、「通常有すべき安全性」を欠いていたものと評価されるべきか。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 製品に関する指示・警告等の情報をラベルや取扱説明書等に表示・記載するに当たっては、通常予見することができる範囲の誤使用や合理的に予見することができる範囲の誤使用によって生じる危険についてはこれを考慮することが必要であるものの、その程度の表示・記載がなされれば足りるし、製品の利用者層を前提として、通常の利用者にとって明白な危険性については、その警告等の表示・記載がなくても、「欠陥」が存すると認めることはできないというべきである。</p> <p>本件では、主成分が塩化水素20%と明示され、小便器に少量を流し込んで使用することが想定されている本件洗剤を、硫化水素中毒の発生危険性が高い排水槽内において、硫化物が含まれていたと推認される汚れを落とすために、指示された量の約70倍にも当たる量を一度に使用したという本件におけるXらの使用法は、本件洗剤が想定する通常の使用法からはかけ離れた、合理性を欠く誤使用であったというほかはない。また、本件洗剤に指示・警告がないからといって、同洗剤が想定する本来の使用や通常予見することができる誤使用により硫化水素中毒になる危険性が存するとまでは認められない。したがって、本件洗剤に指示・警告がなかったことが製造物責任法上の「欠陥」とはいえない。</p>
	<p>大阪高裁 平成24年 5 月25日</p> <p>こんにゃく入りゼリー1歳児死亡事件（No. 256）</p> <p>〔事案の概要〕 当時1歳9か月の幼児がこんにゃくゼリーを食べて喉に詰まらせ窒息し、その後に死亡したのは、こんにゃく製品製造販売会社（Y）らがこんにゃくゼリーの設計上及び警告表示上の致命的な欠陥を放置して漫然と製造・販売したことによるなどとして、幼児の両親が、Yに対して製造物責任に基づき損害賠償を求めた事案。</p> <p>〔争点〕 本件警告表示がなされたこんにゃくゼリーが、「通常有すべき安全性」を欠いていたものと評価されるべきか。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 本件警告表示においては、子どもや高齢者がこれを食べるとのどに詰まらせる危険性があることが、外袋表面のピクトグラフ等の記載や外袋裏側の警告文に明確に表示されており（これは赤枠で一見しても相当に目立つ警告文であることが分かる。）、しかも、通常のゼリー菓子ではなく、こんにゃく入りであることも、外袋の表にも裏にも記載され、特に、子どもや高齢者は食べないでくださいと明確に表示されていたもので、本件こんにゃくゼリーの食べ方についての留意事項については、警告文として特に不十分な点はない。本件事故当時は、一般消費者にとって、その食品特性を認識しにくい状態にあったともいえず、むしろ、その特性、更には事故情報についても少なくとも一定程度は既に認識されていた状況にあったといえる。幼児や高齢者への警告表示についても、国民生活センターからの意見、農水省からの要請等を踏まえて、従来のものを変更し、本件事故当時、本件警告表示をすることになったもので、本件こんにゃくゼリーは、通常有すべき安全性に欠けていたとまでいえない。</p>

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（P L法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
当該製造物の特性（製造物の表示）	<p>最高裁第三小法廷 平成25年4月12日</p> <p>肺がん治療薬死亡事件（東京）（No. 277）</p> <p>〔事案の概要〕 肺がん抗がん剤の投与後に死亡した各患者の遺族らが、本件抗がん剤を輸入販売した会社に対して製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 副作用の記載と通常有すべき安全性の関係（副作用に係る情報の適否の判断を踏まえると、本件抗がん剤は、「通常有すべき安全性」を欠いていたものと評価されるべきか。）</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 医薬品は、人体にとって本来異物であるという性質上、何らかの有害な副作用が生ずることを避け難い特性があるとされているところであり、副作用の存在をもって直ちに製造物として欠陥があるということとはできない。むしろ、その通常想定される使用形態からすれば、引渡し時点で予見し得る副作用について、製造物としての使用のために必要な情報が適切に与えられることにより、通常有すべき安全性が確保される関係にあるのであるから、このような副作用に係る情報が適切に与えられていないことを一つの要素として、当該医薬品に欠陥があると解すべき場合が生ずる。</p> <p>医療用医薬品については、上記副作用に係る情報は、「医療用医薬品添付文書の記載要領について」（平成9年4月25日薬発第606号厚生省薬務局長通知）等が定められ、添付文書に適切に記載されているべきものといえるところ、上記添付文書の記載が適切かどうかは、上記副作用の内容ないし程度（その発現頻度を含む。）、当該医療用医薬品の効能又は効果から通常想定される処方者ないし使用者の知識及び能力、当該添付文書における副作用に係る記載の形式ないし体裁等の諸般の事情を総合考慮して、上記予見し得る副作用の危険性が上記処方者等に十分明らかにされているといえるか否かという観点から判断すべきものと解するのが相当である。</p>
	<p>東京高裁 平成23年11月15日</p> <p>肺がん治療薬死亡事件（東京）（No. 264）</p> <p>〔事案の概要〕 肺がん抗がん剤の投与後に死亡した各患者の遺族らが、本件抗がん剤を輸入販売した会社に対して製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 副作用の存在と、「通常有すべき安全性」との関係（副作用の存在ゆえに本件抗がん剤は通常有すべき安全性を欠いていたものと評価されるべきか。）</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 特定の疾病又は症状に著効のある医薬品には副作用が生じるのが通例であるが、副作用の存在にもかかわらずその医薬品に有用性を認めるかどうかは、当該疾病又は症状の生命・身体に対する有害性の程度及びこれに対する医薬品の有効性の程度と副作用の内容及び程度の相関関係で決まる。非小細胞肺がんは、抗がん剤や放射線治療が効きにくく治療が特に困難であること、本件抗がん剤は、その中でも重篤度の高い手術不能又は再発非小細胞肺がんを適応とし、日本人の非小細胞肺がん患者に対する腫瘍縮小効果が高く、血液毒性、消化器毒性、脱毛等の副作用がほとんど見られないこと、間質性肺炎は、発症率にバラつきはあるが、従来の抗がん剤や抗リウマチ薬の投与でも発症する一般的な副作用であり、本件抗がん剤による間質性肺炎の発症については危険因子特定のための研究が進んでいることの諸事実を総合すると、本件抗がん剤の投与による間質性肺炎の発症頻度が日本人に高いという副作用の存在のゆえに、その有用性が否定されることはなく、したがって、その副作用の存在のゆえに本件抗がん剤に設計上の欠陥があるということとはできない。</p>
当該製造物の特性（製造物の効用・有用性）	

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（P L法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
当該製造物の特性（製造物の効用・有用性）	<p>大阪高裁 平成24年5月25日</p> <p>こんにゃく入りゼリー1歳児死亡事件（No. 256）</p> <p>〔事案の概要〕 当時1歳9か月の幼児がこんにゃくゼリーを食べて喉に詰まらせ窒息し、その後に死亡したのは、こんにゃく製品製造販売会社（Y）らがこんにゃくゼリーの設計上及び警告表示上の致命的な欠陥を放置して漫然と製造・販売したことによるなどとして、幼児の両親（Xら）が、Yに対して製造物責任に基づき損害賠償を求めた事案。</p> <p>〔争点〕 当該こんにゃく入りゼリーの特性と「通常有すべき安全性」の関係</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 こんにゃくゼリーは、独特の食感をもち、こんにゃくが美容や健康に良いとの考え方とも相まって、顧客に好まれて人気商品になったもので、Yが平成3年に同様の商品を販売し始めてから、他社製品も含めて、おびたしい数の同様の商品が市場に流通し、その大多数は、窒息事故もなく、顧客に親しまれて好まれる商品になったといえる。この点等に照らせば、こんにゃくゼリーは、本件で認定された程度の頻度の窒息事故が発生したからといって、直ちにその物性自体や食品自体の安全性に問題があるものとまではいえない。Xらは、その欠陥の有無を判断するには、製品として、危険効用基準の考え方によるべきであり、本件こんにゃくゼリーには、欠陥があるというべきである等主張している。しかし、本件こんにゃくゼリーについては、問題とすべき危険性はその食材等の身体に対する危険性ではなく、食べる対象者を含めた食べ方の問題であって、それについては、本件では、その設計上の観点からも、本件警告表示の観点からも、いずれも通常有すべき安全性を欠いているとは認められないものである。窒息事故自体は、食品の如何を問わずその可能性を完全に否定することはできないというべきであることから、本件では、そもそも、Xら主張のような危険効用基準による考え方を詳論するまでもなく、本件こんにゃくゼリーは、製造物責任法上、通常有すべき安全性を欠いているとは認められないというべきである。</p>
	<p>東京地裁 平成23年2月9日</p> <p>トイレブース開き戸型ドア親指切断事件（No. 214）</p> <p>〔事案の概要〕 小学校2年生の児童が建具製品製造販売業者（Y）製造のトイレブース開き戸ドアに親指を挟まれて切断する事故が発生したため、被害児童に損害賠償をした社会福祉法人（学童保育クラブを運営）に保険金を支払った保険会社（X）が、社会福祉法人は、被害児童の製造物責任法第3条等に基づく損害賠償請求権を代位取得し、民法第717条第3項の求償権を有するところ、各権利を保険代位したとして、Yに対し、求償金の支払を求めた事案。</p> <p>〔争点〕 ドアを開けた際に生じる隙間で指詰め事故が発生した本件トイレブースは、「通常有すべき安全性」を欠いていたものと評価されるべきか。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 本件ドアの構造によれば、ドアを開けた際に生じる隙間に手指を入れるとドアを閉じた際に隙間がなくなり手指を挟みけがをする指詰め事故発生危険があるものの、同危険は隙間に手指を入れる場合に限られ、同用法は本来の用法でなく通常予見される使用形態でもないところ、本件トイレブースは、本来の用法に従って使用する限り指詰め事故発生の危険性はないから、通常有すべき安全性に欠けるとはいえず製造物責任法上の欠陥は認められない。Yにおいて、利用者がトイレブースのドアを本来の用法以外の用法で使用ができないようにするとか、本来の用法以外の用法で使用しても指詰め事故が発生しないような安全策を講ずべき必要はない。むしろ、製造・販売業者が上記レベルの安全策を講じなければならないとすると、これを必要としない他の多数の購入者に対してまで不要の構造や材質の製品を提供せざるを得なくなり、コストが高くなるなどの問題も生ずるのであって、妥当でない。</p>
当該製造物の特性（価格対効果）	

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（P L法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
当該製造物の特性（価格対効果）	東京地裁 平成29年 1 月24日
	丸のこ切断機指切断事件（No. 399）
	<p>〔事案の概要〕</p> <p>工作機械を使用して角材を切断する作業中、切断が終了した材料を取り出そうとして左手を機械内に挿入した際に回転中の丸のこ刃に触れて左手中指を切断するなどの傷害を負った者が、本件機械を製造販売した会社（Y）に対し、製造物責任に基づき、損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕</p> <p>本件機械は、「通常有すべき安全性」を欠いていたものと評価されるべきか（本件機械に安全防護装置を設けることは可能であったか否か）。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕</p> <p>本件機械を使用して材料を切断する場合に、自動運転であれ手動操作であれ、少なくとも最後の端材を取り出す際には丸のこ刃付近に手を挿入して端材を取り出す工程が不可避免的に存在するため、その使用形態に照らして、作業者が丸のこ刃に手を触れる危険性があるものである一方、そのオプション装置としての価格を合わせ考慮しても、本件機械の前面扉に安全防護装置を標準装備とすることに困難はないし、本件機械が製造された平成16年当時、機械による労働災害を防止するため、機械操作による労働災害の危険の大きさに鑑み、機械の危険源が運動しているときに人が身体を危険源に誤って触れることがないような装置を備えることが厚生労働省の「機械の包括的な安全基準に関する指針」などにおいて求められていたこと、そのころ、欧州においては、既に電磁ロック式インターロックを標準装備とすることが求められており、Yもこれに対応した本件機械を輸出していたこと、国内向けの本件機械に同様の安全防護装置を設けることは技術的に可能であること、また、他社の対応においても、平成16年当時、工作機械にインターロック等を標準装備するなどの対応を既に取っていた会社も存在することから、こうした安全防護装置を備えないことは、通常有すべき安全性を欠いていると評価し得るというべきである。</p> <p>したがって、本件機械は、かかる安全防護装置を備えていないから、製造物責任法第3条にいう「欠陥」があったものといえることができる。</p>

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（PL法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
当該製造物の特性（被害発生の蓋然性とその程度）	東京地裁 平成12年5月22日
	化粧品指示・警告上欠陥事件（No. 36）
	<p>〔事案の概要〕 化粧品製造会社（Y）及び販売会社が製造、販売している化粧品を購入した女性（X）が、化粧品の使用により、その顔面などに接触性皮膚炎を生じたため、化粧品に指示・警告上の欠陥が存在したなどとして、Yに対して製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 Xにアレルギー反応を引き起こした本件化粧品は、「通常有すべき安全性」を欠いているものと評価されるべきか。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 多数の消費者にアレルギー反応を引き起こすような化粧品は、化粧品として流通に置くことに問題があつて通常有すべき安全性を欠いている疑いが強いと言わなければならないが、本件で認められる苦情件数からすれば、Xのように本件化粧品によってアレルギー反応を引き起こした消費者は本件化粧品の販売数に比してごく少数であると推認され、少なくとも多数の消費者に皮膚障害を発生させるような成分が本件化粧品に含まれているとは認められず、Xにアレルギー反応を引き起こしたとしても本件化粧品自体が通常有すべき安全性を欠いていたということとはできない。</p> <p>また、指示・警告上の欠陥に関して、本件では、本件化粧品に対してアレルギー反応を引き起こした消費者はごく少数であると考えられるので、まず、まれに消費者にアレルギー反応を引き起こす可能性のある化粧品の指示・警告として、本件注意文言が十分なものであつたかどうか問題となるが、本件注意文言自体から通常読みとれる内容に加えて、その記載態様も斟酌すると、本件化粧品の外箱及び容器において、本件化粧品につき予想される危険の存在とその場合の対処方法について、消費者の目につきやすい態様で、端的な記載により注意喚起されていたと評価できる。そして、本件化粧品の成分のどれかに対して本件女性のようにアレルギー反応を引き起こす消費者がいたとしても、そのアレルギー反応の出現は、本件化粧品を使用して初めて判明することであるから、本件注意文言のように、本件化粧品が「肌に合わない」場合、すなわち、皮膚に何らかの障害を発生させる場合があり得ることを警告するとともに、その場合は、使用を中止するように指示することは、まれに消費者にアレルギー反応を引き起こす可能性のある本件化粧品の指示・警告としては、適切なものであつたというべきであり、結論として、指示・警告上の欠陥を認めることはできない。</p>

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（PL法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
当該製造物の特性（被害発生の蓋然性とその程度）	大阪高裁 平成24年5月25日
	<p>こんにゃく入りゼリー1歳児死亡事件 (No. 256)</p> <p>〔事案の概要〕 当時1歳9か月の幼児がこんにゃくゼリーを食べて喉に詰まらせ窒息し、その後に死亡したのは、こんにゃく製品製造販売会社（Y）らがこんにゃくゼリーの設計上及び警告表示上の致命的な欠陥を放置して漫然と製造・販売したことによるなどとして、幼児の両親が、Yに対して製造物責任に基づき損害賠償を求めた事案。</p> <p>〔争点〕 本件こんにゃくゼリーは、「通常有すべき安全性」を欠いていたものと評価されるべきか（被害発生蓋然性）。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 こんにゃくゼリーを喉に詰まらせる窒息事故の発生については、平成7年7月から平成20年7月までの13年間に死亡事故が22件、平成20年10月までの約14年間に死亡までには至らなかった事故が32件それぞれ報告されている。</p> <p>しかし、こんにゃくゼリーの各特性による窒息事故の危険性は、その物性自体に例えば発ガン物質などの有害物質が含まれているというような食品自体の危険性ではなく、専ら、これを食べる対象者を含めた食べ方に起因して発生する危険性である。そして、Yが平成3年に同様の商品を販売し始めてから、他社製品も含めて、おびただしい数の同様の商品が市場に流通し、その大多数は、窒息事故もなく、顧客に親しまれて好まれる商品になったといえる。また、食品の窒息事故の報告例でみても、その発生件数は、我が国の食文化として古くから定着している餅による窒息事故の方が断然多いことも確かであり、さらに、食品安全委員会の評価書によっても、その一口による発生頻度も飴による窒息事故と同程度であるとされている。これらの諸点等に照らせば、こんにゃくゼリーは、それを食する際に、前記で認定した程度の頻度の窒息事故が発生したからといって、直ちにその物性自体や食品自体の安全性に問題があるものとまではいえない。</p>
当該製造物の特性（製造物の通常使用期間・耐用期間）	大阪地裁 平成14年9月24日
	<p>中古車出火焼損事件 (No. 58)</p> <p>〔事案の概要〕 中古車を購入した者（X）が同車両を運転していた際、突然、同車両右前部が発火し、同車両が焼損したとして、Xらが自動車製造販売会社（Y）に対し、製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 合理的な使用期間内に通常の用法で使用していたにもかかわらず発火し焼損したと主張されている本件中古車は、「通常有すべき安全性」を欠いていたものと評価されるべきか。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 Xらは、本件車両を、その合理的な使用期間内に通常の用法で使用していたにもかかわらず、Xらの身体、財産に危険を及ぼす異常が発生したことを主張・立証すれば、製造物責任法にいう「欠陥」の主張・立証としては十分であり、これを争うYにおいて、「欠陥」が製造上生じたものでないことを具体的に反証すべきであるなどと主張する。</p> <p>しかしながら、製造時から相当期間を経過した後中古車として本件車両を取得し、さらに約1年半後本件事故が発生したが、その間、Y以外の第三者による整備・点検が繰り返された事案においては、Xらの主張するように、製造段階における「欠陥」の存在を前提として、「欠陥」の特定の程度を緩和し又は「欠陥」の存在を一応推定することはできないものと解するのが相当であり、Xらの製造物責任等に係る主張は理由がない。</p>

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（P L法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
当該製造物の特性（製造物の通常使用期間・耐用期間）	京都地裁 平成18年11月30日
	折りたたみ足場台脚部座屈傷害事件（No. 136）
	<p>〔事案の概要〕 折りたたみ足場台の上で修理作業をしていた男性（X）が、突然足場台脚部最下段の棧の下部分で1脚が座屈したため転落し、外傷性気胸及び肋骨（ろっこつ）骨折の傷害を負ったとして、足場台製造会社（Y）に対して製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 本件足場台は、「通常有すべき安全性」を欠いていたものと評価されるべきか（通常耐用期間）。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 Xは、本件足場台には、初期不整及び本件補強金具の不具合等の欠陥等があったと主張する。</p> <p>そこでこの点につき検討すると、Xは、本件足場台の天板の上に立って作業を行っていたところ、これは、本件足場台の通常の使用方法であり、その際に突然、同足場台の脚が変形したのであるから、Xが本件足場台を使用していた時点で、同足場台に何らかの不具合があったと推認される。そして、①本件事故は、Xが本件足場台を購入してから約3年9か月後に発生しているが、同期間は、本件足場台が通常有する安全性が維持されてしかるべき合理的期間の範囲内であると考えられること、②本件足場台の形状からして、本件足場台の通常の使用法以外の方法で使用されることがにわかに考え難いこと等からすると、Xが、同足場台を購入後、同足場台を通常の使用法に従い使用していたと推認される一方で、Yが足場台販売会社に本件足場台を納入した当時から、本件足場台に本件変形の原因となる不具合があったと推認されることを総合すれば、本件足場台には、欠陥等があったと認められる。</p>

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（PL法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
当該製造物の特性	東京地裁 平成29年9月5日
	<p>長ねぎO148食中毒事件 (No. 400)</p> <p>[事案の概要] 複数の給食施設において発生した食中毒事故は、塩素浸漬（しんせき）や小口切り等の加工が施された長ねぎに毒素原性大腸菌O148が付着していたという製造物責任法第3条の欠陥があったとして、給食施設に保険金を支払った保険会社が、給食施設運営業者の長ねぎ加工業者（Y）に対する製造物責任法第3条等に基づく損害賠償請求権を保険代位したとして、損害賠償金の支払いを求めた事案。</p> <p>[争点] 本件食材は、引渡し時において「通常有すべき安全性」を欠いていたものと評価されるべきか。</p> <p>[裁判所による判断の概要] 法第3条に基づく賠償責任が認められるためには、製造物の引渡し時までに欠陥が存在していることを要する。その上で、長ねぎに塩素浸漬や小口切り等の加工を施した本件食材に「欠陥」があったといえるか、すなわち、本件食材に付着していたO148の菌量のいかにかわらず直ちに欠陥があると評価できるかについては、本件食材の特性や使用形態等の事情を考慮して決すべきである。</p> <p>・・・本件食材に付着していたO148は中国由来のものである可能性が高く、Yが原料である長ねぎを仕入れた時点において既に付着していたものと考えられるところ、Yが本件食材を販売先に引き渡すまでにO148を完全に除去する方法としては、本件食材又はその原材料である長ねぎをその中心温度が75度以上に達する状態で1分間以上加熱する方法が考えられるものの、本件食材が調理の材料として販売される商品であることからすると、上記の加熱の方法によりO148を除去することがYに期待されていたとはいえず、その他にYにおいてO148を完全に除去することができる方法があったとは考え難い。</p> <p>O148は温度や食塩濃度等のいかにによって食品中で増殖する性質を有することから、Yの手の離れた後の管理方法による増殖の危険を排除することはできないなどのO148の性質と、Yにおいて本件食材からO148を完全に除去することのできる現実的な方法がなかったこと、そして、食材の調理方法に応じた管理等をする責任が課されている給食施設事業者による調理を経るという本件食材の使用形態といった各事情を踏まえると、本件食材が非加熱による使用を禁止せずに納入されたものであるとしても、加工業者であるYがこれを給食施設事業者へ納品する場合には、調理の上で消費者に対し提供を行う給食施設事業者においてO148の増殖を予防する策をとることが想定されているといえることができ、Yが引き渡した時点で食中毒発症菌量に至らないO148が付着していたとしても、本件食材に法第2条第2項のいう欠陥があったと評価することはできないといえるべきである。</p> <p>引渡し時において本件食材に発症菌量に達したO148が付着していたと推認するに足りる事情がない上、a社運営各施設以外の5施設において食中毒事故が発生していないという事実が存在する以上、Yが本件各流通センターで本件食材を引き渡した時点において本件食材に発症菌量のO148が付着していたとの事実を推認するには足りないというほかならず、Yによる引渡し時において本件食材に欠陥があったとはいえない。</p>

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（P L法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
通常予見される使用形態（製造物の合理的に予期される使用）	<p>東京高裁 平成14年10月31日</p> <p>資源ゴミ分別機械上腕部切断事件（No. 82）</p> <p>〔事案の概要〕 飲料缶選別機のローラーに付着した異物を手で除去しようとしてローラーに巻き込まれ右上腕部を切断した一般廃棄物処理業者の元役員（X）が、同機械を製造、納入した廃棄物再生処理用機械の製造・販売業者（Y）に対し、製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 本件機械は、「通常有すべき安全性」を欠いていたものと評価されるべきか（本件事故は本件機械の誤使用によって引き起こされたが、当該誤使用が通常合理的に予期される使用であったと評価されるべきか）。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 通常予見される使用形態とは、製造物の予定された適正な用途、使用態様のみならず、その製造物であれば通常合理的に予期、予見される用途、使用態様も含まれるものであり、使用者の誤使用であっても、通常合理的に予期、予見される使用形態であれば、製造物の欠陥の有無の判断に当たっては適正使用とみられることになる。</p> <p>本件では、本件一般廃棄物処理業者の注文によりYが組み立て、本件一般廃棄物処理業者の工場に設置したものであり、本件一般廃棄物処理業者は一般廃棄物処理業を始めたばかりであることからすると、Xの本件機械の使用方法は通常の使用形態を著しく逸脱したものとはいえないし、本件一般廃棄物処理業者は初めて一般廃棄物処理業に携わり、本件機械について専門的知識を有していなかったのであるから、Yは本件機械の仕様、性能、危険性について具体的、詳細に説明し、その危険性について警告をすべきである。Yがこれを怠ったため、Xは本件機械の仕様、性能、危険性について理解しないまま、本件機械が稼働中でも容易にスチール缶を取り出せると誤認して本件掃除口に手を挿入したものであり、Xの誤使用ではあるが、なおYにとって通常予期、予見され得る使用形態というべきである。そして、スチール缶が選別機から漏れてアルミ選別機コンベア内に進入し、本件ローラーに付着しやすいということとあいまって、本件機械には製造物責任法に定める「欠陥」があったと認めることができる。</p>
	<p>東京地裁 平成16年3月23日</p> <p>ピアノ防虫防錆剤（ぼうせいざい）液状化事件（No. 61）</p> <p>〔事案の概要〕 ピアノ用防虫防錆剤製造業者（Y）から納入を受けた本件錠剤を販売していたピアノ用防虫防錆剤販売業者が、本件錠剤にはピアノ内部で使用中に液状化するという設計上の欠陥等があったとして、Yに対して、製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 本件錠剤は、「通常有すべき安全性」を欠いていたものと評価されるべきか（本件錠剤の「合理的に」予期される使用状態）。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 本件錠剤は、水に極めて溶けやすく、吸湿性があるソルビットという蒸散安定補助剤の特性により、一般家庭でアップライトピアノ内部に吊り下げて使用されている間に、空気中の湿気を吸い、溶けて液状化し、ピアノの部品に付着するなどして故障の原因になる等のおそれが十分あったと認められる。にもかかわらず、本件錠剤の液状化を防止するための工夫等を施した形跡はうかがわれないから、本件錠剤は、設計上、ピアノ用防虫防錆剤が通常有すべき安全性を欠いた製品であったと認めるのが相当である。</p> <p>この点、Yは、本件錠剤は、温度30℃以上、湿度80パーセント以上で、水蒸気の供給が常にあるという、ピアノの通常予見される使用環境とはいえない環境下での使用によってのみ液状化するものであって、欠陥はないと主張する。しかしながら、本件錠剤の液状化が問題となった地域周辺では、夏季においては、温度25℃以上、湿度80パーセント以上という環境になることも珍しくなく、たとえそれがピアノにとって適切な環境とはいえないとしても、一般家庭において常にそのような状態に保つのが困難であることは経験則上明らかである。</p> <p>したがって、たとえそれが液状化するためにYの主張するような環境が必要であったとしても、上記のような本件地域周辺における使用環境が通常予見される本件錠剤の使用環境でないものとは認められない。</p>

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（P L法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
通常予見される使用形態（製造物の使用者による損害発生防止の可能性）	<p>東京高裁 平成14年10月31日</p> <p>資源ゴミ分別機械上腕部切断事件（No. 82）</p> <p>〔事案の概要〕 飲料缶選別機のローラーに付着した異物を手で除去しようとしてローラーに巻き込まれ右上腕部を切断した一般廃棄物処理業者の元役員（X）が、同機械を製造、納入した廃棄物再生処理用機械の製造・販売業者（Y）に対し、製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 本件機械は、「通常有すべき安全性」を欠いていたものと評価されるべきか（元役員（X）による損害発生の認識及びその防止可能性）。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 Xは、初めて一般廃棄物処理業に従事したもので、産業機械の仕様、性能、使用方法等について専門的知識はなく、本件機械の設置の際も、作業実習における試運転の際も、Yの従業員らから、本件機械の仕様、性能、特に本件ローラーは毎分3,000回転の速度で回転しており、その内部に強力な永久磁石が埋め込まれているという説明は全く受けておらず、説明書も交付されていなかったため、そのような認識をもっていなかった。本件機械の稼働中に本件掃除口から手を入れてスチール缶を取り出すことは、本件機械の予定された使用形態ではないが、もともと、本件掃除口は、本件コンベア内に缶やゴミが落下することが予想されていて、そのゴミや缶を手を入れて取り出すために設けられたものである。本件掃除口自体は狭く、中はうす暗くて、本件ローラーの一部は視認し得るものの、のぞいただけでは中の構造は正確に視認し得るものではなく、本件ローラーの表面出口側に缶が付着しているのを本件掃除口から見ることはでき、本件ローラーが高速度で回転していることは視認できても、その内部に強力な永久磁石が埋め込まれていることを知らなかったため、一見すると容易に手で缶を取れそうに見えたのであり、Xが本件掃除口の中を見ただけでは本件ローラーが回転している本件掃除口内部の危険を想定することはできないものであった。</p> <p>以上より、本件は、Xによる誤使用ではあるが、なおYにとって通常予期、予見される使用形態であることが認められ、また、本件機械の構造もあいまって、結論として本件機械には製造物責任法に定める「欠陥」があったと認めることができる。</p>
	<p>京都地裁 平成19年2月13日</p> <p>介護ベッド胸腹部圧迫死亡事件（No. 120）</p> <p>〔事案の概要〕 ギャッチベッドを使用していた女性が死亡したことについて、本件女性の相続人（X）が、同ベッドに設計上及び指示・警告上の欠陥があり、これにより本件女性が呼吸不全に陥り死亡したとして、ギャッチベッド製造業者（Y）に対して製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 本件ベッドは、「通常有すべき安全性」を欠いていたものと評価されるべきか（本件女性及び介護者による損害発生の認識及びその防止可能性）。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 Xは、身体の柔軟性を失った高齢者及び重度の障害者で自らは自由に体位を変えられない者はギャッチベッドの利用に適さず、Yはそのことを説明する義務を負っていたと主張している。</p> <p>しかし、我が国において、ギャッチベッドが自宅介護用として広く使用され、介護にあたる家族等の負担を軽減しているという現実を踏まえると、自分で自由に体位を変えることのできない者はギャッチベッドの使用に適切でないといふことは相当でない。加えて、ギャッチベッドで背上げを行った際に利用者が胸部及び腹部に圧迫を受け、また、背上げを行ったままの状態でも長時間その姿勢を保った場合に利用者がその身体に負担を受けることは明白な事実であるから（介護者は自分で試してみるにより容易に理解することができる。）、介護者が、例えば、背上げを完了した後に利用者の座る姿勢、位置等を直したり、背上げをした状態で使用する時間を利用者の容体に応じて調整するなど、適宜工夫することにより、上記圧迫ないし負担を軽減することは可能である。</p> <p>よって、その説明義務についても、前提を欠くから、Xの上記主張を採用することはできない。</p>

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（P L法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
当該製造物を引き渡した時期（技術的実現可能性）	東京高裁 平成13年4月12日
	<p>食品容器裁断機リフト頭蓋（がい）底骨折死亡事件（No. 56）</p> <p>〔事案の概要〕 油圧裁断機を操作して、プラスチック製の食品容器（フードパック）の裁断作業に従事していた女性が、裁断したフードパックを積み重ねて搬送するリフト上のコンベアとその天井部分に頭部を挟まれて死亡した事故につき、同人の内縁の夫と子が、油圧裁断機製造会社に対して製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 本件機械は、「通常有すべき安全性」を欠いていたものと評価されるべきか（本件で設計上想定されていた荷崩れ品の排除策についてその安全性を高める代替設計が可能であったか否か）。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 本件機械では、リフトが停止した時点で隙間から邪魔になるフードパックを取り除く等の方法が荷崩れ品の排除策として予定されていた。 しかし、このような予定された荷崩れ品の排除策は不適切なものであり、通常の操作担当者であれば、熟練するにつれて、作業効率を考えて、リフトが作動中に崩れたフードパックを取り除こうとする行動に出ることが想定されるので、本件機械の製造者としては、そのような操作担当者の心理にも配慮して、機械の安全性を損なうことのないようにする必要があるというべきである。 そして、機械を停止せず、作業効率を犠牲にせずに、しかも安全に荷崩れ品を排除することは、十分に可能であったものと認められる（例えば、リフトが最下部でフードパックを梱包場所に移動させた後、そのまま停止するか、あるいはリフトが最上部まで上がらずに、もっと下で一旦停止して、次のサイクルに入ると同時に最上部まで上昇していくようなシステムになっていれば、安全に荷崩れしたフードパックを取り除くことができ、身体を挟まれることもなかったと考えられる。）。そうすると、まず、このような適切な排除策が講じられていなかった点で、本件機械は、通常有すべき安全性を備えていなかった、すなわち欠陥があったものと認めるのが相当である。 また、仮にそうでないとしても、本件のような不適切な排除策を前提に本件機械を設計しておきながら、リフト上に手や身体が入ったときに本件機械が自動的に停止するような対策が講じられていなかった点で、本件機械には欠陥があったものと認めることができる。</p>

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（P L法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
当該製造物を引き渡した時期（技術的実現可能性）	東京地裁 平成26年 2月26日
	<p>国立大学法人研究棟ガラス落下事件（No. 249）</p> <p>〔事案の概要〕 国立大学法人が本件研究棟を建築する旨の工事請負契約を締結し、同工事により完成した本件研究棟を使用していたところ、本件研究棟のメカニカルシャフトに装着されていた強化ガラスの1枚が自然破損して落下する事故が発生し、他の強化ガラスの全撤去及びアルミパンチングパネル装着工事を発注して行うことになったため、ガラス製造業者に対して製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 本件ガラスは、「通常有すべき安全性」を欠いていたものと評価されるべきか（現在の技術の下で事故発生危険を前提として使用されている製造物の代替設計が実現できるか）。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 強化ガラスは、ガラスである以上、何らかの原因で破損するおそれがあるが、その原因の1つである残存する硫化ニッケルにより自然破損することについては平成12年頃にはガラスメーカーのカタログ等により建築関係者には周知のことであった。しかし、強化ガラスは、建築物の採光及び景観等を保持するためには有用な建築資材であるため、その後も、破損により生じる危険性に対する防止策が講じられた上で国内外の多くの高層建物に使用されている。</p> <p>このように、現在の技術では、製造の過程で強化ガラスに硫化ニッケルが発生し、残存する可能性を完全に除去することは困難であり、強化ガラスは、外力による破損の可能性のほか、製造過程において発生し、残存した硫化ニッケルの膨張によって自然破損する可能性のあることをも前提として一般的に利用されているのであるから、本件落下事故において落下した強化ガラスが残存した硫化ニッケルの膨張のために自然破損したものであるとしても、強化ガラスとして通常有すべき安全性を欠いていたとは認められないから、製造物責任は認められない。</p>

【第2条第3項】

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（PL法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
業として製造・加工又は輸入した者	東京高裁 平成17年1月26日
	<p>イシガキダイ料理食中毒事件（No. 94）</p> <p>〔事案の概要〕 料亭で料理されたイシガキダイに含まれていたシガテラ毒素が原因で食中毒に罹患（りかん）し、下痢、嘔吐等の症状が生じた客らが、料亭経営者（Y）に対し、製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 Yは、本件イシガキダイ等を調理したことについて「業として製造、加工又は輸入した者」と評価されるべきか。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 Yは、自らについて個人で飲食店を経営する調理師にすぎず、ある意味では一消費者と変わらない立場にあるところ、調理師として要求される義務を尽くして料理を提供しても、なお本件イシガキダイに含まれていたシガテラ毒素を発見、除去し得なかったという本件のような極めて稀な食中毒事例においてまで、法を適用し、生じた損害を自らに一方的に転嫁することは社会通念上相当でないと主張している。しかし、製造物責任を負うべき主体は、当該製造物を「業として」製造、加工又は輸入した者等に限定されているのであって、製造物責任の主体となり得るか否かは、製造物の製造、加工又は輸入を業として反復継続する者であるか否かによって画されていることは明らかである。また、法が製造業者等の事業態様や経営規模については特段の制約を設けていないこともまた明らかである。</p> <p>そして、法が製造業者等の事業態様や経営規模について特段の制約を設けていないのは、危険責任及び報償責任の観点を背景としつつ、さらに、製造物の製造、加工又は輸入を反復継続することを予定する業者としては、そのような業務を行うに当たって、当該製造物に欠陥が存在した場合には過失を前提としない製造物責任を負担すべき危険が伴うことをも企業計算に織り込み、このような危険を分散、回避するための措置をあらかじめ講じておくことが可能であることも考慮に入れたものであると解される。このように、製造業者等は、その事業態様や経営規模等にかかわらず、あらかじめ危険を分散する手段の有無という点で、これを持たないのが一般である消費者とは性質を異にしているのであって、そうであれば、製造業者等が製造物責任により他人の被った損害を転嫁されることになったとしても、そのことが、損害の公平な分担という不法行為責任の基本原則からみて不合理であるとはいえないというべきである。</p>

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（P L法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
製造業者として表示をした者・製造業者と誤認させるような表示をした者	<p>大阪地裁 平成22年11月17日</p> <p>赤外線ドーム両下肢網状皮斑事件 (No. 190)</p> <p>〔事案の概要〕 エステティックサロン経営会社との間で、同社が経営するフィットネスサロンの会員契約を締結して、同店に設置された赤外線サウナドームを使用し、また、健康美容機器販売会社（Y）から本件ドームを購入した女性（X）が、本件ドームの使用により両下肢に網状皮斑が生じたのは、Y及び健康美容機器製造会社が製造した本件ドームの設計上及び指示・警告上の欠陥に起因するとして、Yに対して、製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 Yは、「当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者」と評価されるべきか。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 Yは本件ドームを製造した者ではなく、また、本件ドームのコントローラー、ボックス及び本件取扱説明書の表紙には、Yの商標（Yの会社名をローマ字で表記したもの）のみが表示されている。また、電化製品には販売業者ではなく製造業者の商標が記載されていることが圧倒的に多いことからすれば、表示されているYの商標は、Yが本件ドームの製造業者であると誤認させるような表示であると認められる。</p> <p>Yは、本件取扱説明書の裏面に、製造元として本件製造会社の名称、発売元としてYの名称の記載があることから、表示されているYの商標は、製造業者と誤認するおそれがない旨主張するが、フィットネスサロン等に設置された本件ドームを使用する者のように、本件ドームの使用者が常に本件取扱説明書の裏面を見るとは限らないのであるから、Y主張の事実は、上記認定を左右するものではない。</p>
	<p>名古屋高裁 平成21年2月26日</p> <p>健康食品呼吸器機能障害愛知事件 (No. 189)</p> <p>〔事案の概要〕 健康食品を購入・摂取した母娘（Xら）が、閉塞性細気管支炎等の呼吸器機能障害を発症したとして、本件食品の販売会社（Y）に対して製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 食品に発売者として表示されており、食品の原料を輸入し、滅菌・袋詰めを依頼していたなどの事情の下にある者は、「当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者」と評価されるべきか。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 Yは、本件食品に発売者として表示されていること、乾燥粉末化した本件食品の原料を購入し、別会社に滅菌・袋詰めを依頼していたこと、本件食品を健康食養法等で著名なDの氏名を利用した商品名で販売していたことからすると、Yは、本件食品の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、本件食品にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者に該当する。</p>
実質的な製造業者と認めることができる表示をした者	

【第3条】

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（PL法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
製造物責任法に基づく請求の主体について判断した裁判例	<p>東京高裁 平成25年2月13日</p> <p>ヘリコプターエンジン出力停止墜落事件（No. 284）</p> <p>〔事案の概要〕 自衛隊の対戦車ヘリコプターがホバリング中にエンジン出力を失って墜落し、機体下部等を損壊して乗員2名が重傷を負った事故につき、本件エンジンにはサファイア脱落によるエンジン出力低下という欠陥があったなどとして、国が同エンジンの製造業者に対し、製造物責任に基づき損害賠償を求めた事案。</p> <p>〔争点〕 製造物責任に基づく損害賠償請求の請求主体（国等のいわゆる消費者以外の者であっても請求主体となることができるか。）</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 ①法はあえて損害賠償請求の主体を「消費者」や「自然人」に限定していないが、それは製品事故の被害者が消費者に限られないことや、消費者損害と企業損害を区別することが困難であること等が考慮されたものであると考えられること、②そのように限定を付していないことのほか「欠陥」や「因果関係」の推定規定を設けていないこと等に照らすと、消費者保護の観点だけではなく、従来の不法行為法の原則及び秩序を必要最小限の限度で修正するにとどめるということも重視しているものと解されること、元々国が加害者に対して不法行為責任を追及することは何ら制限されていないこと、③法第1条の規定は、製品事故が発生した場合に被害者の属性を問わずに広く被害者を保護することによって製造業者等に安全対策を推進させ、それにより更なる製品事故を防ぎ、その結果、国民生活の安定向上等が達成されることとなることを意味するものと解されること等の理由から、国は製造物責任法第3条に基づく損害賠償請求の請求主体となり得る。</p>
	<p>大阪高裁 平成17年10月14日</p> <p>無許可添加物混入健康食品慰謝料請求事件（No. 134）</p> <p>〔事案の概要〕 健康食品製造販売会社（Y）製造の本件各製品を通信販売で購入した者ら（Xら）が、同製品には、食品衛生法第6条により食品への添加が認められていないエトキシキンが含まれていたとして、Yに対し、製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 精神的苦痛のみが生じている場合に製造物責任法第3条にいう「身体…を侵害したとき」に該当すると評価されるべきか。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 製造業者が製造物責任を負うためには、引き渡した製造物の欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したことを要するところ、エトキシキンを混入している本件各製品の摂取により本件購入者らに発がんなどの危険性が生じたとは認められず、同人らの身体を侵害した事実は認められないから、Xらの生命、身体又は財産を侵害したと認めることはできない。</p> <p>また、Xらは、被害者としては精神的苦痛を受けただけでも身体が侵害されたことになり、製造物責任が発生する旨主張する。しかし、単に精神的苦痛が発生したというだけでは、製造物責任法第3条にいう身体の侵害があったとはいえない。</p> <p>よって、Xらの、Yが製造物責任を負うとの主張は、認めることができない。</p>
「他人の生命、身体又は財産を侵害したとき」について判断した裁判例	

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（P L法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
「引き渡した」について判断した裁判例	東京高裁 平成26年1月29日
	エスカレーターからの転落事件（No. 337）
	<p>【事案の概要】 エスカレーターから転落して死亡した男性の両親が、本件エスカレーターの製造会社（Y）に対して製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>【争点】 本件ビルに設置されているエスカレーターは、「引き渡したもの」と評価されるべきか。</p> <p>【裁判所による判断の概要】 製造業者等が製造物を自らの意思で流通過程に置いたといえれば製造物責任法第3条にいう引渡しがあったといえる。製造業者等が製造物の引渡し後に当該製造物が不動産に付合して独立した動産でなくなったとしても、同製造物は製造物責任の対象となり得る。本件では、エスカレーターを構成する部品であるベルト等がその製造工場から出荷された時点でそれ自体が独立して取引の対象となる動産であったことは明らかであり、当該部品を完成品としてのエスカレーターに組み込んでこれを他人所有の本件ビルに設置することにより、その時点まで動産であった上記部品をその意思に基づいて流通過程に置いたといえ、これにより、法第2条第1項にいう製造物である上記部品について法第3条の引渡しをしたと言える。</p> <p>また、完成品としての本件エスカレーター自体についても、Yの製造工場で製造、加工されたフレームにチェーン等の駆動機構を設置する等により完成させることができるものであり、それ自体独立の動産として存在し得る機械設備であって、法第2条第1項の製造物に当たるが、本件エスカレーターを他人所有の本件ビルに設置することにより、その時点まで動産であった本件エスカレーターをその意思に基づいて流通過程に置いたものとして、法第3条の引渡しをしたと言える。</p> <p>よって、Yは、本件エスカレーターの部品（移動手すりの金枠）の製造業者としても、完成品である本件エスカレーターの製造業者としても、法第2条第1項の「製造物」として法第3条の「引渡し」をしたものと認められる。</p>

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（P L法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
主張・立証 （被害者の 証明負担の 軽減が図ら れていると 考えられる 裁判例）	<p>仙台高裁 平成22年4月22日</p> <p>携帯電話低温やけど事件（No. 179）</p>
	<p>〔事案の概要〕</p> <p>携帯電話をコタツの中でズボン前面ポケット内に入れて使用していた男性（X）が、同携帯電話機の欠陥により左大腿部に熱傷を負ったとして、携帯電話製造会社に対して製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕</p> <p>本件携帯電話について、通常の用法に従って使用していたにもかかわらず、身体・財産に被害を及ぼす異常が発生したことを主張・立証することで、欠陥の主張・立証として足りるか。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕</p> <p>本件において、Xは平成15年5月20日午後8時30分から午後11時頃までの間（本件時間帯）において、そのズボン前面左側ポケットに本件携帯電話を入れ、被害部位であるXの左大腿部と接触する状況にあったこと、本件携帯電話の位置、形状と本件熱傷の位置、形状はほぼ一致すること、本件熱傷は低温熱傷であること、本件携帯電話の温度が約44度かそれを上回る程度の温度に達し、それが相当時間持続すること、すなわち低温熱傷をもたらす程度に発熱する状態（異常発熱）になることは十分あり得ること、ほかに本件熱傷の原因となり得る事由は見当たらないことなどの諸事情が認められ、これらを総合考慮すれば、本件熱傷は、本件時間帯において、本件携帯電話が低温熱傷をもたらす程度に異常発熱したために生じたもの（本件熱傷が本件携帯電話に起因すること）と推認することができる。</p> <p>製造物責任法の趣旨、本件で問題とされる製造物である携帯電話機の特性及びその通常予見される使用形態からして、製造物責任を追及するXとしては、本件携帯電話について通常の用法に従って使用していたにもかかわらず、身体・財産に被害を及ぼす異常が発生したことを主張・立証することで、欠陥の主張・立証としては足りるというべきであり、それ以上に、具体的欠陥等を特定した上で、欠陥を生じた原因、欠陥の科学的機序まで主張立証責任を負うものではないと解すべきである。すなわち、本件では、欠陥の箇所、欠陥を生じた原因、その科学的機序についてはいまだ解明されないものであっても、本件携帯電話が本件熱傷の発生源であり、本件携帯電話が通常予定される方法により使用されていた間に本件熱傷が生じたことさえ、Xが立証すれば、携帯電話機使用中に使用者に熱傷を負わせるような携帯電話機は、通信手段として通常有すべき安全性を欠いており、明らかに欠陥があるといえるから、欠陥に関する具体化の要請も十分に満たすものといえる。</p> <p>本件では、携帯電話は、無線通信を利用した電話機端末（携帯電話機）を携帯する形の移動型の電気通信システムのことをいい、その特性から、携帯電話機を衣服等に収納した上、周辺において所持しつつ移動でき、至る所で、居ながらにして電気通信システムを利用できることにその利便性や利用価値があるから、これをズボンのポケットに収納することは当然通常の利用方法であるし、本件のようにその状態のままコタツで暖を取ることも、その通常予想される使用形態というべきである。</p> <p>Xは、本件携帯電話をズボンのポケット内に収納して携帯するという、携帯電話機の性質上、通常の方法で使用していたにもかかわらず、その温度が約44度かそれを上回る程度の温度に達し、それが相当時間持続する事象が発生し、これにより本件熱傷という被害を被ったのであるから、本件携帯電話は、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いているといわざるを得ず、本件携帯電話には、携帯使用中に温度が約44度かそれを上回る程度の温度に達し、それが相当時間持続する（異常発熱する）という設計上又は製造上の欠陥があることが認められる。</p>

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（P L法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
主張・立証 （被害者の 証明負担の 軽減が図ら れていると 考えられる 裁判例）	東京高裁 平成25年2月13日
	ヘリコプターエンジン出力停止墜落事件（No. 284）
	<p>〔事案の概要〕 自衛隊の対戦車ヘリコプターがホバリング中にエンジン出力を失って墜落し、機体下部等を損壊して乗員2名が重傷を負った事故につき、本件エンジンにはサファイア脱落によるエンジン出力低下という欠陥があったなどとして、国が同エンジンの製造業者に対し、製造物責任に基づき損害賠償を求めた事案。</p> <p>〔争点〕 本件事故機を適正な使用方法で使用していたにもかかわらず、通常予想できない事故が発生したことを主張・立証することで、欠陥の主張・立証として足りるか。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 「欠陥」の意義（法第2条第2項）、法の趣旨が被害者保護にあることなどに照らすと、原告は「欠陥」の存在を主張、立証するために当該製造物を適正な使用方法で使用していたにもかかわらず、通常予想できない事故が発生したことを主張、立証することで足り、それ以上に欠陥の部位やその態様等を特定した上で、事故が発生するに至った科学的機序まで主張立証すべき責任を負うものではない。</p> <p>本件事故機は、通常どおり飛行をしていたにもかかわらず、突如、本件エンジンが停止又はこれに近い状態になって着陸したのであり、このような事故の発生は通常予想できないことに加え、本件エンジンが停止等するに至ったのは本件コンピュータ・アセンブリ内の本件サファイアの脱落が原因であると判明しており、「欠陥」部位や態様等も特定されているから、本件エンジンには欠陥があると認められる。</p>

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（PL法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
主張・立証 （被害者の 証明負担の 軽減が図ら れていると 考えられる 裁判例）	東京高裁 令和2年2月27日
	<p>エアコン室外機発火事件（控訴審）（No. 451）</p> <p>〔事案の概要〕 本件建物を本拠地ないし居住地としていた者ら（Xら）が、本件建物の2階ベランダに設置していたエアコン室外機の発火に起因する火災により損害を被ったとして、エアコン室外機の製造業者（Y）に対し、製造物責任に基づき損害賠償を求めた事案。</p> <p>〔争点〕 欠陥及び欠陥と損害発生との間の因果関係につき、どの程度の主張立証を要するか。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 製造物の欠陥による発火に起因して発生した火災により損害を被ったと主張して製造業者等に対し損害賠償を請求する製造物の利用者は、当該製造物に欠陥があり、これに起因して火災が発生し、損害を被ったことを主張立証する責任を負うことになる。被害者の保護を図ることを目的とし（製造物責任法第1条）、危険責任、報償責任及び信頼責任の観点から、一般の不法行為の過失責任を欠陥責任に転換し、欠陥の存在を基礎付ける考慮事項の例示を明文で列挙した製造物責任法第3条の規定の趣旨及び文言に照らせば、一般の民事訴訟における主張立証の構造に従い、〔1〕利用者の側の立証によって認定される諸事実に照らして欠陥及び火災との因果関係の存在が推認される場合には、〔2〕製造業者等の側でその推認（事実上の推定）を覆すに足りる立証（間接反証）をしない限り、製造業者等は損害賠償責任を免れないこととなるものと解される。そして、訴訟上の因果関係及びその基礎となる事実の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実の存在及びその事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであれば足りること（最高裁昭和48年（オ）第517号同50年10月24日第2小法廷判決・民集29巻9号1417頁参照）に鑑みると、上記の事実上の推定は、社会通念に照らして当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること（当該製造物等を通常予見される使用形態で使用していても、他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす危険性のある状態にあること）を推認するに足りる諸事実が立証されていれば足り、欠陥の存在について必ずしもその部位・態様や技術的原因等の詳細まで立証を要するものではなく、また、他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす危険性のある具体的な事象（以下「危険事象」という。）が当該欠陥に起因して発生したという因果関係の存在についても、必ずしも当該危険事象の発生に至った科学的機序等の詳細まで立証を要するものではないと解するのが相当であり、このことは、本件火災が本件室外機の欠陥に起因して発生したものであるか否かを検討するに当たっても同様であると解される。</p> <p>本件建物及び本件室外機周辺の焼損状況等、本件火災の発生初期の燃焼状況と本件建物の延焼・消火活動の経過等（本件室外機の破裂痕の状況等を含む。）、本件室外機（その部品である本件ファン電動機）の物理的・工学的な観点からみた発火可能性等の諸事情を総合すると、本件火災は、本件建物の2階ベランダに設置された本件室外機（その部品である本件ファン電動機）を発火源として発生した火災が2階のリビング及び子供室（2）に延焼して拡大したものと推認され（事実上の推定）、その推認を妨げる事情（本件室外機が発火源となる余地のないことが明らかであるなどの特段の事情）は認められず、また、その推認を覆す事情（他の箇所が発火源であることが明らかであるなどの特段の事情）も認められない以上、本件火災の発火源は2階ベランダに設置されていた本件室外機（その部品である本件ファン電動機）であったものと認めるのが相当である。そして、以上の諸事情に加え、本件室外機が2階ベランダに設置されてから本件火災が発生するまでの期間が約2年にすぎないこと、本件火災発生時において本件エアコンは運転されており、Xらにおいて本件室外機を通常と異なる方法により使用した形跡はないこと等にも併せ鑑みれば、本件室外機は、製造物責任法第2条第2項所定の欠陥の要件である「当該製造物が通常有すべき安全性を欠いている」状態（当該製造物等を通常予見される使用形態で使用していても、他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす危険性のある状態）にあったものと認めるのが相当であり、前記認定の燃焼経過等に照らし、このような本件室外機の欠陥と本件火災の発生との因果関係も認めることができるから、Yは、Xらに対し、製造物責任法第3条に基づき、本件室外機の欠陥に起因して発生した本件火災によってXらに生じた損害を賠償する義務を負うものというべきである。</p>

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（P L法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
懲罰的賠償	<p>横浜地裁 平成18年4月18日</p> <p>トレーラータイヤ直撃死亡事件（No. 95）</p> <p>〔事案の概要〕 走行中の大型トラクタ（トレーラー）から脱落した車輪が歩行中の主婦に当たり死亡したため、主婦の母が、本件事故車両の製造会社に対し、製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 製造物責任に基づく損害賠償における制裁的慰謝料の認容可能性。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 本件では、損害の項目として①従来型慰謝料、②制裁的慰謝料、③弁護士費用、の3種に分けて請求を行っているところ、①と③については一部認容しつつ、②については、民事訴訟における損害賠償の目的は発生した損害の補償であり、事実上慰謝料の効果として制裁的機能や抑制的機能が認められることが否定されるわけではないにしても、処罰を目的とする制裁的慰謝料を認めることは我が国のそもそもの法制と調和しないし、現在において制裁的慰謝料の概念が成熟した裁判規範として受容されているとも認め難く、制裁的慰謝料を課すことは認められないとした。</p>
	<p>東京高裁 平成15年10月30日</p> <p>外国製高級車発火炎上事件（No. 99）</p> <p>〔事案の概要〕 リコール2回を含む8回の修理を受けた外国製高級普通車のエンジンルーム内から火災が発生し廃車となった事故に関し、同車の運転者（X）等が、同車を輸入した自動車輸入会社（Y）に対して製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 製造物責任に基づく損害賠償における制裁的慰謝料の認容可能性。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 Xは、Yらの過失の重大性、本件事故後のYらのXに対する不誠実な態度、本件事故と同種の事故が発生している事情等を考慮すれば、Yらに対して制裁的な損害賠償責任を課すべきであり、そのような制裁的な意味を込めて、慰謝料請求が認められるべきと主張する。</p> <p>しかし、我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり（最大判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁参照）、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない（最二小判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁参照）から、Yらに対して制裁的な損害賠償責任を課すべきであると主張は採用できない。</p>

【第4条】

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（PL法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
開発危険の 抗弁	<p>東京高裁 平成17年1月26日</p> <p>イシガキダイ料理食中毒事件（No. 94）</p> <p>〔事案の概要〕 料亭で料理されたイシガキダイに含まれていたシガテラ毒素が原因で食中毒に罹患（りかん）し、下痢、嘔吐等の症状が生じた客らが、料亭経営者（Y）に対し、製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 開発危険の抗弁の趣旨。本件について開発危険の抗弁は認められるべきか。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 本法第4条第1号にいう「科学又は技術に関する知見」とは、科学技術に関する諸学問の成果を踏まえて、当該製造物の欠陥の有無を判断するに当たり影響を受ける程度に確立された知識の全てをいい、それは特定の者が有するものではなく客観的に社会に存在する知識の総体を指すものであって、当該製造物をその製造業者等が引き渡した当時において入手可能な世界最高の科学技術の水準がその判断基準とされる。開発危険の抗弁は、いわば政策的規定であること及び製造物事故による被害者保護という製造物責任法の趣旨・目的を損なわないようにすべきであることに鑑みると、広く解釈することは相当ではない。</p> <p>Yは、本件当時、漁獲された魚を調理する前に、シガテラ毒素を検出する簡易かつ迅速な方法は、世界最高水準の科学技術の知見をもってしても存在しなかった旨指摘するが、開発危険の抗弁の要件は、欠陥の認識不可能性とどまり、その危険排除の不可能性を要求しているわけではないから、上記指摘は失当である。</p>
	<p>東京地裁 平成30年6月22日</p> <p>小麦由来成分含有石鹼（せっけん）アレルギー事件（東京）（No. 304）</p> <p>〔事案の概要〕 本件石鹼の使用によって、小麦依存性運動誘発性アレルギーにり患し、アレルギー症状を発症した者らが、小麦摂取の制限や摂取後の日常生活の制限を受けることとなったなどとして、本件石鹼の販売業者、製造業者及びアレルギー感作を生じさせる成分の製造業者に対し、製造物責任に基づき損害賠償を求めた事案。</p> <p>〔争点〕 本件について開発危険の抗弁は認められるべきか。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 「科学又は技術に関する知見」とは、科学・技術に関する知識、経験、実験等によって社会に確立された知識の総体であって、そのような知識等が公表され、社会において客観的に存在していることが必要である。この知見は、その詳細が科学的に異論なく証明される程度に確立したものであることや、特定の科学・技術の分野で通説となっていることまで必要とするものではないが、知識等によって裏付けられ、特定の科学・技術の分野において認知される程度に確立したものであることは必要である。また、この知見は、初歩的な知識から世界最高水準の知識までの全てを含んでいるから、製造業者が免責されるためには、入手可能な世界最高水準の知識に照らし、欠陥があることを認識することが客観的に見てできなかつたことを証明しなければならない。</p> <p>また、認識の対象は、「当該製造物にその欠陥があること」であり、ここにいう欠陥の内容は、基本的には、被害者が具体的に主張立証した欠陥であるものの、厳密に全く同一の欠陥について認識可能性を問うとするならば、当該欠陥の具体的内容までを認識させるような知見がない場合も多く、開発危険の抗弁がその立法趣旨に反して容易に認められてしまうことになって相当ではないから、同種又は類似の欠陥の認識可能性を問題にすべきである。したがって、製造業者等が開発危険の抗弁によって免責を受けるためには、引渡し時の科学又は技術に関する知見を類推しても、欠陥を認識することができなかつたことを証明する必要があるものというべきである。</p>

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（PL法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
部品・原材料製造業者の抗弁	東京高裁 平成25年2月13日
	ヘリコプターエンジン出力停止墜落事件（No. 284）
	<p>[事案の概要] 自衛隊の対戦車ヘリコプターがホバリング中にエンジン出力を失って墜落し、機体下部等を損壊して乗員2名が重傷を負った事故につき、本件エンジンにはサファイア脱落によるエンジン出力低下という欠陥があったなどとして、国が同エンジンの製造業者（Y）に対し、製造物責任に基づき損害賠償を求めた事案。</p> <p>[争点] 本件事故機に関して、Yの部品・原材料製造業者の抗弁は認められるべきか。</p> <p>[裁判所による判断の概要] 本法第4条第2号による免責が認められるのは、部品又は原材料の製造業者等に限られ、最終製品の製造業者は同条同号による免責が認められる余地はないから、最終製品の製造業者であるY（本件エンジンは完成品であり、その最終製品製造業者はYである。）が、本法第4条第2号の適用により免責される余地はない。そして、本法第4条第2号は、部品の原材料の製造業者等は、それらが組み込まれる他の製造物の製造業者が行う設計に従わざるを得ず、そのために欠陥が生じるということがあることから、指示に従った部品・材料製造業者については、設計指示をした製造業者と同程度の欠陥の回避の可能性、ひいては帰責性を問うことは適切ではないために設けられたものと解されるから、上記の設計指示がされたと認められない本件においては、完成品である本件エンジンに本法第4条第2号を類推適用することもできない。</p>

【第5条第1項】

長期の期間制限	神戸地裁尼崎支部 平成24年5月10日
	排ガス廃液処理装置沈降槽断裂事件（No. 231）
	<p>[事案の概要] 顔料製造販売会社（X）の工場に設置された排ガス等処理装置の一部分である沈降槽が断裂し酸性液流出事故が発生したことについて、本件沈降槽には製造上の欠陥が存在し、それにより破損したとして、Xが沈降槽製造業者（Y）に対し、製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>[争点] 製造物責任に基づく損害賠償請求の除斥期間の起算点。</p> <p>[裁判所による判断の概要] 前提事実及び証拠によれば、Yは、平成10年9月30日、本件沈降槽の注文主である本件排ガス等処理装置の設置請負会社に本件沈降槽を引き渡していると認められることから、この時点が本件沈降槽を「引き渡したとき」（平成29年の改正前の製造物責任法第5条第1項後段）にあたるものと認められ、平成20年9月30日の経過により、製造物責任に基づく損害賠償請求権は消滅していると解するのが相当である。この点、Xは、同社が本件排ガス等処理装置の引渡しを受けた平成11年10月31日を起算点とすべきであると主張するが、これは飽くまでXが、本件排ガス等処理装置の設置請負会社から、本件排ガス等処理装置全体の引渡しを受けた時点にすぎない。</p> <p>Yにおいて、本件沈降槽について本件排ガス等処理装置の設置請負会社らの管理下に置かれた上記平成10年9月30日以降まで、製造物責任法における損害賠償請求権の除斥期間の起算点を遅らせる合理的な理由はないと言わざるを得ない。</p>

【第6条】

項目	裁判所名、判決年月日
	事件名（PL法関連訴訟一覧の番号）
	裁判所の判断
民法の適用 (製造物責任法における過失相殺の認定手法)	東京高裁 平成13年4月12日
	食品容器裁断機リフト頭蓋（がい）底骨折死亡事件（No. 56）
	<p>〔事案の概要〕 油圧裁断機を操作して、プラスチック製の食品容器（フードパック）の裁断作業に従事していた女性が、裁断したフードパックを積み重ねて搬送するリフト上のコンベアとその天井部分に頭部を挟まれて死亡した事故につき、同人の内縁の夫と子が、油圧裁断機製造会社（Y）に対して製造物責任に基づき損害賠償を求める等した事案。</p> <p>〔争点〕 製造物責任法における過失相殺の認定手法。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 本件事故の態様からすれば、本件死亡女性にも、本件機械を停止させず、作動したままのリフト上に身体を入れて、荷崩れしたフードパックを取り除こうとした過失がある。そして、本件リフトが作動している際には、警告ブザーが鳴り続けていることや、万一、これに挟まれた場合には重大な傷害を負う危険のあることが容易に判断できることからすると、この過失は決して小さいものではない。</p> <p>しかし、Yに責任のある本件機械の欠陥の程度や内容、操作担当者の心理として、作業を円滑に進めようとした結果の事故と考えられること、本件で別の被告となっている合成樹脂型加工販売業者の側の注意義務違反の内容など、諸般の事情を比較考慮すると、本件死亡女性の過失割合は5割と認めるのが相当である。</p>
	鹿兒島地裁 平成20年5月20日
カプセル玩具誤飲高度後遺障害事件（No. 154）	
	<p>〔事案の概要〕 カプセル入り玩具のプラスチック製球状カプセルを2歳10か月の男児（X₁）が飲み込んで低酸素状態となり脳に重度の後遺症が残ったため、X₁及びその両親（X₂ら）が、本件カプセル入り玩具の製造業者（Y）に対し、本件カプセルには設計上及び表示上の欠陥があったとして、製造物責任に基づき損害賠償を求めた事案。</p> <p>〔争点〕 製造物責任法における過失相殺の認定手法。</p> <p>〔裁判所による判断の概要〕 本件窒息事故は、X₂らの自宅内でX₁の兄らがX₁と本件カプセルで遊んでいる中で発生したものであるところ、自宅内での幼児の事故を防止するため必要な監督をするのはその親の責任であるとのYの主張は首肯し得ないではないが、本件において同主張によりYが製造した製造物の欠陥から生じた損害についての責任を全て否定することはできず、そのような監督、管理状況等の事情は、損害額の算定で斟酌されるべきである。</p> <p>そして、X₂らは、X₁が本件カプセルで遊んでいるのを漫然放置し、十分な管理、監督を怠って同注意義務を十分果たしたとはいえないことからすれば、本件ではYは3割の負担をするのが相当である（7割の過失相殺を認めた。）。</p>

注1 PL法関連訴訟一覧は、
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act/
に掲載している。

注2 控訴審判決において第一審判決が引用されている場合については、控訴審の判断として記載している。

注3 第2条第2項の項目の括弧内は、立法段階で国民生活審議会報告等において、欠陥判断の考慮事情として例示された要素。